

令和7年11月20日
関東信越厚生局

元保険医療機関への対応について

令和7年11月19日、関東信越地方社会保険医療協議会において、「保険医療機関の指定の取消相当」について、これを妥当とする建議がありました。

これを受けて、関東信越厚生局長は、以下のとおり対応しましたのでお知らせします。

【内容】

保険医療機関の指定の取消相当

(1) 名 称 医療法人社団 鳳心会
アイコールメディカル在宅クリニック
(2) 所 在 地 東京都立川市曙町一丁目30番12号
JPトラストビル2階
(3) 開 設 者 医療法人社団 鳳心会 理事長 吉野 美裕紀
(4) 指定取消相当年月日 令和7年11月21日

※ 当該保険医療機関は、令和6年5月31日付で保険医療機関の廃止をすることから指定の取消相当の取扱いとするものです。指定の取消相当の取扱いとは、指定取消の行政処分と同等の取扱いをするものです。

【取消相当に至った経緯】

令和2年2月から令和3年3月にかけて審査支払機関及び保険者等から情報提供があり、その内容は、受診していないにもかかわらず受診したことになっているものや、保険診療では原則認められない16キロメートルを超える往診を行っているというものであった。

個別指導の実施通知を送付したところ、正当な理由なく欠席したことに加え、不正な診療及び不正な診療報酬請求が強く疑われたため、令和4年2月から令和7年1月まで計14日間の監査を実施し、結果として「取消相当の主な理由」に記載した事実を確認した。

【取消相当の主な理由】

当該保険医療機関の監査を実施した結果、以下の事実を確認した。

- (1) 実際には行っていない保険診療を行ったものとして診療報酬を不正に請求していた。 (架空請求)
- (2) 実際に行った保険診療に行っていない保険診療を付け増して、診療報酬を不正に請求していた。 (付増請求)
- (3) 保険診療として認められないものを、保険診療を行ったものとして診療報酬を不正に請求していた。 (その他の請求)

【診療報酬の不正請求額】

監査で判明した不正件数、金額は次のとおり。

件 数 3 件

不正請求額 1, 438, 073 円

※ なお、監査で判明した以外の分についても不正請求等があったものについては、監査の日から 5 年前まで遡り、保険者等へ返還させることとしている。